現で

こういった課題に取りことが二十一世紀の安障となる。各省にまた事項について、わが国どうあるべきかの指針を具体的に決めていくことが官邸機能の強化であり、この問題は当然、一つのテーマに入ってくる」

――国民の協力をどう仰ぐか。

「頭の中で環境問題が大変だと分かっていても、アクションが伴わないと結果につながらない。（環境相の時に取り組んだ）クールビズはまさに意識改革をやったということだ。国民に共感を抱いてもらえるようなキャンペーンをしていくことが大切。地球温暖化防止に向けた国民的プロジェクトとして『チーム・マイナス6%』がある。この会員になることのメリットは、日本の環境がよくなること。それが最大のご褒美。ぜひ多くの人に参加してほしい」

裁判員制度 漫画で解説

最高裁が小冊子作成

二年後に始まる裁判員制度について国民に理解してもらおうと、最高裁が小冊子「よくわかる！裁判員制度Q&A」を作成した。国民の戸惑いや疑問に裁判官が答える漫画の形式で、十万冊をつくり、全国の地裁、高裁で広報行事の際などに配布する。

小冊子は約六十ページ。制度の概要や選任手続き、裁判員に選ばれてからと法廷での役割について、見開きページごとに一項目、計三十の疑問に対する解説が載せられている。

家庭や職場、学校などで、登場人物が「介護や育児はどうなる？」「担当事件の新聞記事は読んでもいいの？」などと話していると、法服姿の裁判官が突然登場し、分かりやすく解説する。漫画の後には、文章での説明も付けた。

最高裁は「どこから読んでも裁判員制度についての疑問を解消してもらえるよう、問いの配列についても工夫したので、気軽に読んで、裁判員制度に対する不安感を少しでも軽減していただければ」としている。

毎日約四十キロを走り、全国の都道府県庁や市役所などを回り、がん研究への募金や、早期発見を目指す検診の重要性を訴えた。走った距離は約六千六百キロ。要した日数は百五十八日を数えた。

悟（さとる）さん

この人

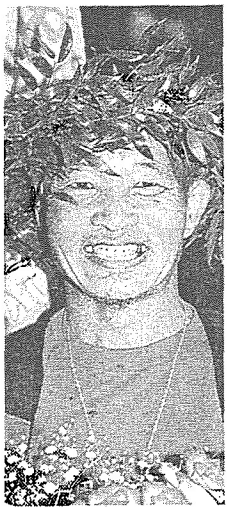

■今後は講演などで募金を呼び掛けたい

二月の判決まで務め、〇五年十一月、司法研修所教官に転じた。

麻原被告は控訴したが、東京高裁は昨年三月に棄却。最高裁なども支持し、同年九月、死刑が確定した。

最高裁人事（15日）最高裁事務次長（最高裁人事局長）山崎敏充▽最高裁人事局長（最高裁刑事局長兼図書館長）大谷直人▽最高裁刑事局長兼図書館長（司法研修所教官）小川正持▽司法研修所教官（東京地裁部総括判事）河合健司▽東京地裁部総括判事（東京高裁判事）波床昌則▽東京高裁部総括判事（岡山地裁所長）長岡哲次▽岡山地裁所長（東京地、家裁八王子支部長）一宮和夫

内閣府人事（15日）政策統括官付参事官（文部科学省研究開発局原子力計画課核融合開発室長）板倉周一郎▽日本学術会議事務局参事官（文科省官房付）信濃正範▽併任政策統括官付参事官　文科省科学技術・学術政策局基盤政策課長山脇良雄▽併任解除政策統括官付参事官　文科省官房参事官田中正朗▽文科省に出向（政策統括官付参事官）山野智寛、（日本学術会議事務局参事官）菱山豊

始動 裁判員 ⑤

第三部 選ばれる

「予断」前提に工夫を

報道の影響は未知数

「何も知らない状態で来ていただくのが原則。判断する際に、新聞やテレビの報道などに左右されてはいけません」。先月、東京地裁で開かれた模擬裁判の初日、裁判長の半田靖史(五二)は六人の裁判員に語りかけた。

裁判員が審理するのは殺人罪などの重大事件。東京・秋葉原で起きた無差別殺傷事件や元厚生事務次官ら連続殺傷事件などでは膨大な情報が流れた。

「報道から得た情報は完全に排除できないと思う。逆に、裁判員になることが決まったら情報を求めるようになるかも」と裁判員候補者になった三十代の女性は打ち明ける。

東京地裁の模擬裁判で裁判員役を経験した四十代の男性は、裁判長が「証拠に基づくように」と強調していたのが印象に残ったという。だが、男性自身は「証拠に基づく事実と憶測を区別することができた」と話す。

「正直言って、世論や事件が社会に与えた影響は気になる。報道を通して伝わってくる世論は、肌感覚として覚えている」とベテラン刑事裁判官は振り返る。メディアで大きく報じられた事件で、証拠に基づき無罪判決を書いた時は「どうして無罪なんだ」という声が上がるだろうな、と気になったという。

「議論を通じて、事件について抱いていた先入観も解消されると思います」。最高裁はホームページ上でこうPRする一方で、報道機関に対しては刑事局総括参事官が昨年、自白の内容、有罪を前提とした識者コメントなどを裁判員に予断を与えかねない報道として例示した。

刑事裁判と事件報道に詳しい立命館大法科大学院の渕野貴生准教授(刑事訴訟法)は、報道が裁判員に予断を与える可能性を認めた上で、裁判の手続きなどを工夫すれば公正な裁判に近づくのでは、との見方を示す。

渕野准教授によると、陪審制度がある米国の多くの州で報道規制はない。報道が影響を与えることが予想される時は、公判を延期したり、予断を抱きそうな陪審員を選ばないよう選任手続きに時間をかけたりするなどの工夫をしている。

刑事司法の大改革である裁判員制度。裁判員に与える報道の影響はまだ未知数だ。新聞各社は、容疑者を犯人と決めつけない報道に向けて、事件報道の指針の策定に取り組むなど模索を続けている。(敬称略)

最高裁が裁判員候補者に送付した裁判員制度の解説本は、報道が評議に及ぼす影響に触れている

裁判員制度と報道をめぐる動き　2003年、政府の司法制度改革推進本部は裁判員法の原案に「偏見報道」の禁止規定を盛り込もうとしたが、日本新聞協会の反対などで断念した。07年、最高裁刑事局の平木正洋総括参事官が、裁判員に予断を与える恐れのある報道として、▽容疑者の自白の内容▽弁解の不合理性の指摘▽生い立ちや対人関係ーなどを指摘。新聞協会は今年1月、報道の意義と重要性を強調した上で、「内容のすべてがそのまま真実との印象を与えないよう十分配慮する」との指針を示した。

問われる9条との整合性

イラク空自任務終了　派遣要請で浮上必至

航空自衛隊が十二日、イラクでの空輸活動を終え、五年間に及んだ自衛隊のイラク派遣が終了した。イラクという「戦地」への派遣に道を開いたことで、海外活動が自衛隊の本来任務に格上げされる呼び水になった。イラク空輸活動が名古屋高裁から「違憲」とされたように、今後、憲法九条との整合性を問われる場面が増えることが予想される。

自衛隊のイラク派遣は、米英によるイラク攻撃を当時の小泉純一郎首相が「じゃまない」という。

（編集委員・半田滋、❶面参照）

闘地域か否かの判断は飛行機乗りの世界になり化しており、憲法違反との判断を示した。インド洋での洋上補給は異なる「日本の独自判断による海外派遣」が続き、〇六年十二月、自衛隊法が改定され、海外活動が本来任務に格上げされた。

これを受けて、陸自は海外派遣の司令部「中央即応集団」を新規編成するなど、国防

衛隊は大きくその性格を変えた。自民党、民主党による海外派遣のための恒久法作成が次の焦点になっている。

イラク派遣を通じて自衛隊と米軍の連携が進み、〇六年日米合意した米軍再編で連携範囲が日本周辺から世界へと拡大。空自の航空総隊司令部の米軍横田基地移転など、日米一体化が進んでいる。

政府は米国の要請を受けて、混迷が深まるアフガニスタンへの自衛隊派遣を検討。陸自の大型ヘリコプター六機と医療部隊の派遣が有力となったが、負傷兵救出のために武器使用すると憲法で禁じた武力行使に当たることが問題となり、検討は宙に浮いている。

防衛省幹部は「オバマ次期米大統領が力を入れるのがアフガン対策。派遣要請は必ず強まる」と話しており、自衛隊海外派遣と憲法の問題が浮上するのは必至だ。

地裁

被害者参加を初決定

「あるある」疑惑　本社に賠償命令　東京地裁

関西テレビの情報番組「発掘！あるある大事典Ⅱ」(打ち切り)の虚偽疑惑を報じた本紙の記事で名誉を傷つけられたとして、番組制作会社ジャンプコーポレーション(東京)が発行元の中日新聞社を相手に二千三百七十万円余の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、東京地裁は十二日、本社に二百七十五万円の支払いを命じた。

笠井勝彦裁判長は、医学的見解が対立しているのに、本紙が片方しか取材していないと指摘。「真実性の証明

の収入最高

東宝は十二日、二〇
入が七百億五千万円
の五百九十五億円を
となることを明らかに
収は今三月